

## 当部門に設置の機器使用料金の科研費等での支払いについて

当部門に設置の機器使用料金の支払いに関して、科研費等の支払いが可能となりました。科研費等での支払いを希望される講座は、「当部門ホームページ・トップページ/各種申請書ダウンロード/その他」にあります、「機器使用料の科研費等による支払い申請書.docx」をダウンロードし当部門まで提出して下さい。尚、科研費等での支払い可能な対象機器は、「別紙1 科研費等支払い対象機器リスト.xlsx」に記載されていますので、参照ください。

記載方法は申請書に記載されていますので、それに従ってお願いしますが、少々留意点を下記に追記します。

1. この申請書は、年度ごとに提出をお願いします。
2. 当部門では各四半期を、『第1四半期（3月～5月）、第2四半期（6月～8月）、第3四半期（9月～11月）、第4四半期（12月～2月）』と設定しています。そのため、支払いは申請書を提出して頂いた時点での次の四半期からの適用となります（例えばこの申請書を4月1日に提出した場合→第2四半期から科研費等での支払い開始、申請書を10月1日に提出した場合→第4四半期から科研費等での支払い開始）。
3. 第4四半期（12月～2月）の機器の使用料金に関しては、経費振替時期が3月末になりますので、期間内最終年度の研究費からは支払いできません。運営交付金からの支払いとさせていただきます。